

議案番号	議案名	表決	結果
議案第1号	南関町森林環境譲与税基金条例の制定について	平成31年 3月15日	原案可決
議案第2号	南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定について	〃	〃
議案第3号	南関町税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第4号	南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第5号	南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第6号	平成30年度南関町一般会計補正予算(第5号)について	〃	〃
議案第7号	平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	〃	〃
議案第8号	平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について	〃	〃
議案第9号	平成30年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第10号	平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	〃	〃
議案第11号	平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)について	〃	〃
議案第12号	平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第13号	平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)について	〃	〃
議案第14号	平成31年度南関町一般会計予算について	〃	〃
議案第15号	平成31年度南関町国民健康保険特別会計予算について	〃	〃
議案第16号	平成31年度南関町公共下水道事業特別会計予算について	〃	〃
議案第17号	平成31年度南関町簡易水道事業特別会計予算について	〃	〃
議案第18号	平成31年度南関町介護保険事業特別会計予算について	〃	〃
議案第19号	平成31年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について	〃	〃
議案第20号	平成31年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について	〃	〃
議案第21号	平成31年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について	〃	〃
議案第22号	南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃	同意
議案第23号	南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃	〃
議案第24号	南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃	〃
議員提出 議案第1号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)	〃	原案可決
	議員派遣の件について	〃	〃
	委員会報告について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」	〃	継続審査
	委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」	〃	不採択
	委員会報告について「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」	〃	採択

陳情などの取り扱いと結果 (3月定例会分)

- 継続審査** 1件
  - ・陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 不採択** 1件
  - ・陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書
- 採択** 1件
  - ・陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書

一般質問

3月定例会では、鶴地 仁議員、杉村博明議員、西田恵介議員、中村正雄議員、立山秀喜議員、境田敏高議員の6人が一般質問を行いました。  
一般質問の内容と執行部の答弁は、町立図書館に配置の「会議録」および町ホームページをご覧ください。  
(3月定例会分は6月に公開予定)

軽自動車税および  
自動車税の納付は  
5月31日 金 までに

4月1日現在で軽自動車などを所有している人へ軽自動車税および自動車税の納税通知書を5月初めまでにお送りします。

納期限の5月31日 金 までにお近くの金融機関などで納めてください。

また、税務住民課から発送する文書については、従来から原則として元号を使用しています。本年5月1日から新元号「令和」となりますが、納税通知書に記載している納期限などにつきましては「平成」で表記しています。

なお、これら「平成」と記載している文書については、法律上の効果が変わることはありませんので、新元号に読み替えていただきますようご理解ください。

問 軽自動車税

税務住民課 ☎0968-57-8549

自動車税

熊本県北広域本部 収税課 ☎0968-25-4115

熊本県自動車税事務所 ☎096-368-4020

平成31年度  
土地・家屋価格等縦覧簿の  
縦覧ができます

- 期間 5月31日 金 まで
- 時間 午前8時30分～午後5時15分  
(土日・祝祭日を除く)

● 縦覧場所

税務住民課 固定資産税係

● 縦覧できる人

- ・納税者(同一世帯の親族を含む)
- ・納税管理人
- ・代理人(委任状持参の者)

● 費用 無料

問 税務住民課 固定資産税係

☎57-8563

軽自動車税の減免申請

軽自動車を所有する人で、次の【減免の対象となる要件】を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免を受けられます。なお、申請をする年度の4月1日までに身体障がい者などの手帳の交付を受けている人が対象になります。

【減免の対象となる要件】

- 身体障がい者などが所有者である軽自動車(身体障がい者などが18歳未満もしくは精神障がい者の場合、生計を一にする者が所有者である軽自動車を含む)で、次のいずれかに該当するもの
  - ・身体障がい者本人、または障がい者などと生計を一にする者が運転する軽自動車
  - ・身体障がい者などのみで構成される世帯の場合、常時介護する者が身体障がい者などを日常的に介護するために運転する軽自動車
- 軽自動車の構造が身体障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車

【必要書類など】

- ・軽自動車の減免申請書(納税義務者の個人番号を記載してください)
  - ・身体障害者手帳(等級指定あり)・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級
  - ・運転する者の自動車運転免許証(表裏写し可)
  - ・自動車検査証(写し可)
  - ・申請者の印鑑(認印可)
  - ・平成31年度軽自動車税納税通知書(納付が済んでいないものに限り)
- \*申請書は、税務住民課住民税係窓口にあります。

【申請期限】

5月24日 金 受付分まで(申請期限までに申請がない場合は、減免を受けることはできません)

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549